

第8回岩国市景観審議会 会議録

日 時	令和3年7月14日（水）14：00～15：30
場 所	岩国市役所5階 51・52会議室
出 席 者	9名（9／10） 小浦委員、江本委員、秋山委員、重富委員、坂井委員、村越委員、 木村委員、山本委員、杉山委員
事 務 局	山中都市開発部長、藤野公園景観課長、松林主査兼景観政策班長、 中村技師、山方主事、大平主事、池田主事 都市開発部公園景観課
関 係 者	㈱オオバ（2名）景観計画変更業務委託業者
会 議 の 公 開	☒ 公開 ☐ 非公開

1 会議次第

1.開会

2.議題

- 1） 報告第4号：岩国城下町地区における歴史的建造物の保全・活用について
- 2） 意見聴取第3号：錦帯橋風致地区風致保全方針の見直しについて

3.その他

- 1） 景観重要建造物候補（美川ムーバレー）について
- 2） 次回審議会からの委員の交代について

4.閉会

2 配布資料

資料1 岩国城下町地区における歴史的建造物の保全・活用について

資料2 錦帯橋風致地区風致保全方針の見直しについて

3 審議経過

○**会議の成立** 委員10名中9名が出席しており、岩国市景観条例施行規則19条第3項の規定を満たしているため、本日の会議は成立。

○**委員の交代** 目山委員（徳山工業高等専門学校）に代わり、江本委員（徳山工業高等専門学校）が新たに景観審議会委員に就任

○**開会** 山中都市開発部長より挨拶

報告「前回審議会からの動きについて」

○**事務局** 前回審議会から少し期間が空きましたので、前回の景観審議会からの動きについてご説明いたします。

本年1月20日開催の第7回景観審議会において、景観計画の変更について答申をいただき、令和3年1月25日に変更告示をいたしました。

第8回岩国市景観審議会 会議録

改めまして、これまでのご審議ありがとうございました。

その後、本年3月25日より有効な景観誘導を図れるよう岩国市景観条例及び、同条例施行規則の改正を行いました。

主な変更内容としましては、重点地区等における事前協議の義務付けと、建築物等の撤去についても届出を必要としたことです。

また、本年6月1日の運用開始までに、景観計画の変更内容等について関係機関、事業者、市民に周知をいたしました。

以上が、前回審議会からの動きとなります。

議題1「報告第4号 岩国城下町地区における歴史的建造物の保全・活用」

○事務局 「報告第4号 岩国城下町地区における歴史的建造物の保全・活用」についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず、「岩国城下町地区」の取組について、改めてご説明します。

1ページをご覧ください。下の表にもありますように、大正11年に錦帯橋が名勝に指定され、昭和13年に錦帯橋 風致地区の指定、平成10年から自主条例に基づく景観形成を横山地区で開始し、平成24年に景観法に基づく景観計画・景観条例を策定、平成27年の第1回景観計画変更において岩国地区を重点地区に追加し、景観形成・文化財保護に取り組んでまいりました。

そういった取組の集大成としまして、令和2年度において錦帯橋と城下町を中心とした範囲について、重要文化的景観の選定申出を国に行い、文化審議会から令和3年6月18日付けで、「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」として文部科学大臣に重要文化的景観に選定するよう答申が行われました。

景観行政としましては、文化的景観の保護に向け、本審議会の答申を受け、令和3年1月に「岩国市景観計画」を再度改定し、同6月1日から運用を開始し、一層の取組みを進めているところです。

続きまして、2ページから6ページまでの「城下町のまちなみを特徴づける歴史的建造物の保存に向けた位置づけ」と「文化的景観における重要な構成要素の保存」について、「文化的景観」を所管しております錦帯橋課から説明いたします。

岩国市錦帯橋課の浜中です。それでは、ここからは私がお説明します。

資料は、2ページから6ページまでとなりますが、さきほど、ご説明がありましたが、重要文化的景観の選定の申し出に際して、今年1月に策定しました、文化的景観の保存活用計画に定められた、歴史的建造物の保存・活用や、文化的景観における重要な構成要素についてご説明いたします。

それでは、最初に2ページ「2 城下町のまちなみを特徴づける歴史的建造物の保存に向けた位置づけ」についてご説明いたします。

保存活用計画におきましては、歴史的なまちなみの保全・整備に向けて、歴史的建

第8回岩国市景観審議会 会議録

造物等を修繕等の整備や、持続的な利用につなげるため、景観法に基づく景観重要建造物の指定制度を活用した、保存・活用を目指していくこととしております。

こうした歴史的建造物の保存・活用にかかる方針や取組について、保存活用計画に規定している箇所をご紹介します。

2 ページの表をごらんください。

まず、第3章の保存及び活用に関する基本方針の、保存管理の観点において、城下町由来の空間構造及び景観を特徴づける構成要素の継承のため、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設等の指定等による保全・整備を図ることとしております。

また、整備活用の観点から、城下町由来のまちなみと文化の継承のため、各地区の特徴を保全、継承し、その特徴を活かす整備を通して、個性あるまちなみの維持・創出を図り、魅力ある岩国城下町地区のまちづくりの実現を図ることとしております。

次に、第6章の文化的景観の整備活用に関する事項として、城下町由来の空間構造及び景観を特徴づける構成要素の継承に向けて、建造物をはじめとする重要な構成要素は、生活・生業との関係を踏まえ、価値を継承するための手段や手法を検討し、必要に応じて修理等を行うこととしております。

また、城下町由来のまちなみと文化の継承に向けて、町屋や時代性を象徴する外観を有する近代建築物等、通りの景観を特徴づける歴史的建造物については、所有者の意向を踏まえ景観法に基づく景観重要建造物の指定を行うとしております。

続きまして、3 ページになりますが、「3 文化的景観における重要な構成要素の保存に向けて」についてご説明いたします。

最初に、(1) 文化的景観における重要な構成要素についてご説明します。

重要な構成要素とは、文化的景観の本質的な価値を示すうえで、特に重要なもので、保護の対象として不可欠な構成要素のことをいい、特定に際しては、所有者の同意を得る必要があります。

また、重要な構成要素につきましては、現状変更などをしようとする場合、あらかじめ文化庁長官へ届出が必要となります。

次に、(2) 本市における特定状況ですが、文化的景観の保存活用に向けた、価値を構成する特徴として、①川と向き合う都市の仕掛けと暮らし、②錦帯橋がつなぐ岩国城下町、③描かれる風景と物見の生業、の3つの特徴をまとめております。

3 ページの下表をご覧ください。この表は、重要な構成要素を特定するにあたっての基本的な考え方をまとめたもので、3つの特徴ごとに、重要な構成要素の特定の考え方を示しておりますが、この考え方に基づき、所有者の同意を得て、重要な構成要素を特定しております。

特定した重要な構成要素は、その多くが歴史的建造物であり、文化的景観の価値を示すだけでなく、岩国城下町の歴史的なまちなみを特徴づける景観形成の観点からも重要な役割を担っており、保存継承し、持続的な利用のための修繕などの財政的な支援を行っていく必要があると考えております。

第8回岩国市景観審議会 会議録

4 ページには重要な構成要素の一覧表を、5 ページと 6 ページの図には、重要文化的景観の範囲と、重要な構成要素の位置を示しております。城山や錦川、錦帯橋をはじめとする建造物や道路なども特定しております。4 ページの一覧表では、景観単位ごとに重要な構成要素をまとめており、それぞれの要素が、先ほどご説明した 3 つの特徴のうち、どの特徴を有しているかも示されています。

また、黄色の網掛けのものが、歴史的建造物であり、重要文化財に指定されている旧目加田家住宅や吉香神社など、文化財に指定・登録されているものもあります。

8 ページの次に、参考資料 1-1 として、全部で 42 ページですが、重要な構成要素の個表も付けておりますので、参考に御覧いただければと思います。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

それでは、つぎに「岩国市景観計画に基づく景観重要建造物の指定方針」についてご説明いたします。7 ページをご覧ください。

表の上段が横山重点地区、下段が岩国重点地区とし右側の欄の指定方針に赤くアンダーラインを引いております。

両地区ともに、地区内の歴史的建造物は、景観重要建造物の指定方針に該当するものと考えております。

最後に、「歴史的建造物の保全・活用に向けた取組方針案」についてご説明します。

8 ページをご覧ください。

「歴史的景観を活かした景観まちづくり」について、新たな取組を次のように推進いたします。

まず、「重要な構成要素」を「景観重要建造物」に指定を行います。

今回特定された「重要な構成要素」は、文化財保護法に基づき、すでに所有者さまに、持続的な保存・活用に関してご同意を頂いているものとなります。

同時に、景観法に基づく「景観重要建造物」の指定を行うことにより、文化財行政と景観行政の両面から支援を行いながら、着実に進めることが、可能と考えております。

つぎに、修繕助成の対象となっている歴史的建造物についても、「景観重要建造物」の指定に向け、所有者さまへの働きかけを行い、ひとつでも多くの建物の保全につなげてまいります。

また、保全意識の醸成につながるよう、歴史的建造物の価値や魅力を伝えるとともに情報発信や勉強会等を実施し、ひとつでも多くの保全・活用につなげてまいります。

最後に、官民連携のもとでの取組ですが、木造建築物に対する技術者の知識・技術の向上につながる教育プログラムを実施や、文化的景観の特徴のひとつでもある、「もてなしの生業の創出につながる店舗や旅館などとしての新たな利用を生み出すリノベーション等」について、民間事業者と協力・連携し、仕組みづくりや施策に、取り組めます。

第8回岩国市景観審議会 会議録

以上となります。

なお、今回は、今後の歴史的建造物の保全・活用に向けた取組方針についてご報告させていただくものであり、個別の「重要な構成要素」についての審議は、次回以降でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○小浦会長 それでは何かございますでしょうか。

○重富委員 P8の案だが、1つ目に重要な構成要素を景観重要建造物に指定するとあり、文化財行政と景観行政の両面から支援とある。今回の指定をすることによって、所有者の方の具体的なメリットは何か。

○事務局 街なみ環境整備事業において修繕・修景助成を行っている。これは外観整備への支援メニューとなります。

また、重要な構成要素は固定資産税の減免があるのに対し、景観重要建造物は相続税の減免措置があるため、税制上の優遇措置があることがメリットとなり、両方の税制優遇を受けることも可能です。

○小浦会長 建造物を残していく上で、古い建物は今の制度や基準に合わない。その中で、文化財とすることで建築物に対する緩和等は市が対応可能になることもある。

○重富委員 所有者にたくさんの可能性があることを示さないとわからないと思うので、よくフォローをしていかないと、負担だけが増えるという勘違いが生じる可能性がある。負担が少しでも少なくなるよう、支援や情報提供があるとよいと思う。

○小浦会長 持続的な利用のための選択肢を示すことが大事である。

○木村委員 残したいが空き家となっている場合、市として買い取り等も今後、可能性としてあるのか。

○事務局 場合によっては考える必要があると思うが、財政的な問題もあるため、方針案に示したように、民間とも連携しながら、活用を模索していきたいと思います。

○木村委員 観光としての利用は観光の支援策などもあるから、縦割りではなく、横の繋がりををもって活用につなげてほしい。

○小浦会長 文化的景観は、保存凍結ではなく、営みがあることが大事であり、人が変わっても利用や生業が続くということが重要となる。

価値の1つに物見の文化がある。この物見の文化を続けることと合わせて、観光施策と連携を図りながら、取組を続けることは大事である。

○坂井委員 P4に重要な構成要素が示されているが、今後、これ以外のものについては、どのような対応を考えていくのか、市の方針を教えてほしい。

○錦帯橋課 選定申出にあたり、所有者に働きかけた中で同意をいただいたものを特定しているが、将来的な不安から同意ができない方もおられ、今後の市の取組を見てからという方もいたことから、持続的な働きかけは行っていきたいと思います。

○事務局 景観としては、P8の2つ目にあるように、現在、修繕対象物件を指定しており、これらについては、景観重要建造物の指定同意について、働きかけを行いたいと思っています。

文化的景観の重要な構成要素はすぐに改定するような流れにはなりにくいので、まず

第8回岩国市景観審議会 会議録

は景観重要建造物制度を活用しながら保全を図りたいと思います。

- 小浦会長 景観重要建造物は公共の場から見えるという条件があるが、文化財の場合、見えなくても重要であるとみなされれば、指定が可能である。

武家屋敷地の場合、母屋全体が見えない場合もあり、考え方を整理して、景観重要建造物の指定の在り方を検討していくことになると思う。

文化的景観の選定を活かし、よい例をつくり、運用に力を入れることが大事となる。

- 事務局 これまでの地元説明会において、補助の在り方について意見をいただき、景観計画の変更の運用開始にあわせ、6月1日付けで補助金制度拡充の改定をしております。

仮設費や消費税についても対象経費とすることや本来求めたい町家のまちなみを誘導したいこともあり、町家型建築物のパッケージメニューを用意し、周知を図りました。

- 小浦会長 ぜひ良い例を。住民も実際に補助金を使って改修したのが見えると、こんなことができるとうわかりやすいので、頑張ってもらいたい。

- 秋山委員 重要な構成要素は文化庁協議等もあるのですぐに対応できないが、景観重要建造物は市の指定になるので、先に景観重要建造物の指定が先行することもあるという理解で良いか。

今後は、景観重要建造物であって、文化庁の構成要素ではないものもあるということが良いか。

- 事務局 その通りです。P8にあるように、重要な構成要素ではないものも含めて、景観重要建造物の指定を働きかけていきたいと考えています。

- 秋山委員 今の段階では、重要な構成要素と景観重要建造物はほぼイコールとなるかと思う。今後、景観重要建造物だが、重要な構成要素ではない、ということになった場合、その位置づけなどがわかりにくいのかかもしれない。将来的な話として、これらの整理を見据えていく必要があるかと思う。

- 江本委員 P8の3つ目については活用することになるかと思うが、それには担い手の確保が必要になる。定住促進の施策等も検討してはどうだろうか。

人がいての文化的景観なので、担い手を幅広く募っていくことも大事かと思う。

- 村越委員 指定されていないものが建て替えとなった場合は、修景助成に該当すると思うが、新しいものについては景観計画で調整するということになるという理解でよい。

- 事務局 建て替えも改築も景観計画の届出が必要となります。その場合、町家型助成など修景助成の補助制度も活用してもらいながら、誘導を図りたいと考えています。

- 小浦会長 助成制度はこれまでもなかったわけではないが、古い建物がどんどん減った事実があり、同じようなことにならないようにしてほしいということかと思う。

事前協議の時期はどうなっているのか。

- 事務局 構想、計画段階で事前協議ということで周知を行っています。設計した後での協議は色々困難なこともあるため、早い段階から事前協議を義務付け、その際に助成制度もお示しし、有効な景観誘導を進めていきたいと考えております。

補助制度等の周知については、6月15日の市報で全戸配布いたしました。

- 坂井委員 配布するだけでなく、周知が大事であり、施主が知っていないとだめである。施主がハウスメーカーに相談する前に市に相談するようにするのが望ましい。

第8回岩国市景観審議会 会議録

- 事務局 あわせて不動産業界団体や主要ハウスメーカー等にも周知は行っているところ です。
- 小浦会長 制度を伝えるだけではなく、何を目指しているのか、文化的景観とは何か等をきちんと伝えることが大事であると思うので、その点をお願いしたい。

議題2「意見聴取第3号 錦帯橋風致地区保全方針の見直し」

- 事務局 「意見聴取第3号 錦帯橋風致地区保全方針の見直し」についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

本件につきましては、風致保全方針を見直すことで、許可基準の運用の拠り所を明確にし、文化的景観の保全に資する運用が可能と考えております。

そのため、現状では風致地区の区域や種別、許可基準の変更等については考えておりません。

これにつきましては、岩国市風致地区条例において、都市計画審議会で見直しを聴くこととなっておりますが、景観計画との関連性が非常に深いため、今回ご意見をいただくものです。

まず、今回の見直しの目的についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

先ほどの議題1でも触れましたが、本年6月18日に国の文化審議会により、文部科学大臣に「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」を重要文化的景観に選定するよう答申が行われました。

下の図にもあるように名勝・風致・重要文化的景観が重なっており、「錦帯橋風致地区」について、その価値や特徴等の内容を反映し、保全策において整合を図ることを目的に、岩国市風致地区条例に基づく風致保全方針と、許可基準の運用に関し、見直しを行いたいと考えているものです。

それでは、風致保全方針に定める事項について、ご説明します。2ページをご覧ください。

方針の趣旨を「都市計画 運用指針」より抜粋して載せております。

アンダーラインでお示ししておりますが、「地域の実情に応じたきめ細かな対応を図ることが必要」「許可の運用に当たっての参考として活用することが望ましい」となっております。

では、風致保全方針が果たす役割についてでございますが、3ページをご覧ください。

都市計画運用指針で考え方が示されているように、岩国市風致地区条例に基づく許可基準のうち「ただし書き」を適用するか否かを判断することが必要な場合の拠り所となると考えております。

下に岩国市風致地区条例における許可基準を抜粋しております。

各基準に示されている「風致の調和」や「風致の維持」は、どのような状態であることを目指しているのかについて、風致保全方針で示すことになります。

そこで、「文化的景観の保全・継承」の観点から、風致保全方針を見直すことによ

第8回岩国市景観審議会 会議録

り、地域の実情に応じたきめ細やかな対応による「風致の維持・創出」につながる運用を目指します。

それでは、見直し方針についてでございますが、4ページをご覧ください。

現行の「錦帯橋風致地区風致保全方針」について、都市計画運用指針に示される内容及び岩国市風致地区条例の規定に基づき、下の表の1から6までの項目について、見直しを行うこととします。

以上のことを踏まえ、錦帯橋風致地区保全方針変更案をお示しします。5ページをご覧ください。

まず、「地区の特性および課題」ですが、

中段以降の「錦川に架かる錦帯橋は国指定名勝として保全されているとともに、」の記述から本地区における文化的景観の価値とその保全・継承を図る必要があると述べております。

つぎに「風致地区指定の目的」ですが、文化的景観の価値として、「錦帯橋及び錦川と一体を成す水辺景観、岩国城下町における武家地等に由来する緑豊かな市街地」の記述を追加しております。

つぎに、「特に風致を維持すべき土地の状況及び区域、枢要な森林の指定の方針」です。6ページをご覧ください。

3行目からの「城山の山麓に広がる横山地区は・・・から始まり、最後の、河川沿いでは石積みの護岸や桜並木、川と向き合う町家等からなるまちなみが、一体となった風向明媚な景観が形成されている。」としています。

これらの区域を特に風致を維持すべき地区とし、城山の樹林地は枢要な森林として保全を図ることとします。

つぎに、風致地区の区分に関する事項でございますが、冒頭でご説明したように、種別の変更はございません。

ここでは、「段階規制の考え方」「許可基準の考え方」をご説明します。

まず、段階規制につきましては、各地区において、文化的景観に関する記述を追加するとともに、第4種風致地区について、ともに「都市的土地利用との調和に配慮して、現存の風致を維持する地区」であることは維持しつつ、その特徴が異なる岩国山及び山麓地区と川西地区については、記述を書き分けることで、地域の特徴を反映した施策の方針となるよう見直します。

8ページをめくっていただきますと、錦帯橋風致地区のエリアと種別を記した区分図をつけております。

つぎに、許可基準の考え方についてご説明します。

風致地区内における行為の規制内容については、岩国市風致地区条例で定めると、また、各基準で求める維持すべき風致については、次に説明を予定しております、「風致の維持・創出のための施策の方針」に基づき判断することとしています。

なお、各基準における配慮の考え方を示すものとして、別途「錦帯橋 風致地区ガイドライン」を定め、配慮すべき事項に関する周知を図ります。

第8回岩国市景観審議会 会議録

それでは、「風致の維持・創出のための施策の方針」について、それぞれの地区別にご説明します。9ページをご覧ください。

こちらも、文化的景観の保全・継承の観点を踏まえ、内容を見直しております。

まず、城山地区、こちらは第1種風致地区としていますが、岩国城址の記述とともに、城山の山容が、錦帯橋や錦川とともに眺められる要素であることを記述しています。

また、横山地区でございますが、こちらは第2種風致地区としておりますが、道路に面して門・堀が連なる武家屋敷地の土地利用の継承や錦川沿いの旭町における川と向き合う都市の暮らしを伝える特徴ある水辺景観の維持・保全を図ることとします。

つぎに、錦川及び錦川沿い地区でございますが、こちらは第3種風致地区としております。

主にナカドテ側の道路に面して間口が向き、低層の建物が建ち並ぶ特徴あるまちなみ、また、川を眺める居室を上階に有する暮らしや生業を継承する建物外観が錦川の水辺や錦帯橋を一体となって特徴ある水辺景観の保全・形成を図ることとします。

また、岩国山及び山麓地区でございますが、こちらは第4種風致地区としております。

道路沿いに門・堀・生垣等が連なる、武家屋敷地の構えを継承した土地利用について記述しています。

最後に、川西地区でございますが、こちら第4種風致地区としております。

城山の南山麓や錦川に近接する場所に位置し、岩国城下町の武家屋敷地に関連する市街地として、背後に広がる城山等の樹林地と一体となった、緑豊かな落ち着いたのある市街地環境及びまちなみの保全を図ることとしています。

最後に、「その他風致の維持・創出に関して、重要な事項」を申し上げます。10ページをご覧ください。

関連施策との調整としまして、本地区の大部分は、重要文化的景観「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の範囲であることから、文化的景観の取組と整合を図り、文化財行政及び景観行政が連携を行うことを記述しております。

また、市民・事業者・行政が取り組むべき事項としまして、風致地区の自然的景観の保全に対する意識を高め、市民や事業者、行政がそれぞれの立場で、協力し、本市の景観まちづくりを推進してまいります。

以上が、文化的景観の保全に向けた風致保全方針の見直しについての説明となります。ご意見等をお願いします。

○小浦会長 それでは何かございますでしょうか。

○坂井委員 風致について町並み保全との関係で、以前問題提示を行った。あとは運用の問題であり、景観を維持することを目的に、適切に運用すれば柔軟に対応できると思うので、きちんと考えてほしい。

第8回岩国市景観審議会 会議録

○小浦会長 許可の運用において、ただし書きを含めた運用の考え方を説明してほしい。

○事務局 運用指針にあるように、運用にあたって保全方針を参考とすることとあるが、これまでの風致保全方針は施策の方針があまり詳細に記載されていませんでした。

今後、地区の特徴を詳細に記述することで、数値基準だけで判断することなく、方針に基づき、ただし書き許可の運用を行いたいと考えています。その際に、場合によっては諮問機関の設置についても検討したいと思います。

○小浦会長 ただし書きの運用について、方針によって合理的に説明できるようにした、ということによいか。

○事務局 その通りです。

○杉山委員 城山地区について、石垣が崩されたということが歴史的な事実であり、破却された石垣はそのまま維持することが歴史である。

石垣のはらみが出てきているとともに、歴史的な遺構であるのぼり石垣など、発掘調査しておかないと公表できない。のぼり石垣は日本に7つあり、米子で4年前に見つかった。教育委員会の分野かもしれないが、風致地区、景観とどのような関連性がでてるのか教えてほしい。観光の目玉になると思う。

○錦帯橋課 文化的景観の中でも城山は重要な要素となっており、文化庁とも話をしております。岩国城址は、史跡指定はされていないが、その価値があることは認識しており、どのタイミングでやれるかは回答できませんが、重要な要素であることは認識しています。

○重富委員 P9の錦川については、錦川水系の河川整備計画に基づき管理を行っている。

河川環境の保全について、動植物の生息環境の保全というのはあるが「河床・河岸環境の保全」という表現はない。考えは大きく変わらないということによいか。

○事務局 景観重要河川の指定の際に、考え方は共有させていただいていると考えており、河川整備計画と齟齬があるものではございません。文言等、適切でない表現がありましたら修正したいと思います。

○重富委員 考え方が変わらなければ問題はない。

○小浦会長 その点調整をお願いします。

○事務局 河川整備計画と整合の取れるよう、文言については再度確認いたします。

○小浦会長 今日の議事の1、2ともに仕組みについては了承できるものだが、あとは運用を適切に行ってもらえることが大事かと思う。

○木村委員 錦帯橋の世界遺産登録を目指しており、史料館整備、駐車場など、色々なことが進められている。西岩国への新規事業者の進出等の相談が来ると思うので、条例や景観計画に基づき、しっかりと運用において適切に調整を行ってほしい。

その他

○事務局 続きまして、第1回から第3回までの審議会において景観重要建造物の候補としてご意見を頂いておりました、『美川ムーバレー（旧玖珂鉦山選鉦場跡）』についてですが、これまでの審議会でもご指摘をいただいておりますとおり、石積み自体も当時から改変がされていること等から、景観重要建造物としての指定は難しいと考え、

第8回岩国市景観審議会 会議録

一旦取り下げをさせていただきたいと思います。

なお、市といたしましては、以前からご説明しておりましたとおり、これが玖北地域の主要産業であった鉱山の遺構がうかがい知れる貴重な景観ではあると考えておりますので、引き続きどのような形で、保存活用ができるか考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、これまで岩国市自治会連合会を代表して本審議会にご出席いただいております山本委員より、次回審議会から新しい委員に交代する旨申し出がありましたので、ご報告をさせていただきます。

その他につきましては、以上となります。

○小浦会長 美川ムーバレーについては、歴史的な意味と、実際の状況の中で適切な位置づけを考えていただければと思う。

山本委員におかれましては、長らく大変ありがとうございました。

それではこれで今回の議事を終了いたします。